

ふじ社会保険労務士事務所事務所便り

特定社会保険労務士 木村藤子
〒569-0078 大阪府高槻市大手町 3-17-102
電話:090-2102-3887 FAX:050-3164-7326
mail:info@fujisr.ne.jp

「退職代行」からの連絡で従業員の離職を経験した大企業は約2割～東京商工リサーチの調査から

東京商工リサーチは、2024年6月3日～10日、企業を対象に「人材確保の施策」と「退職代行」についてインターネットでアンケート調査を行いました（有効回答は5,149社）。今回はこの中から、主に、「退職代行」についての回答結果をご紹介します。

◆大企業は18.4%、中小企業は8.3%

「2023年1月以降、「退職代行」業者を活用した従業員の退職があったか」という質問で、大企業は499社中92社（18.4%）、中小企業は4,650社中387社（8.3%）が「あった」と回答しました。

企業全体では、「正社員・非正規社員であった」（1.9%）、「正社員のみであった」（0.9%）とあり、これらを合計し「退職代行を活用した従業員の退職があった」企業は9.3%と約1割に上りました。

◆業種別では「洗濯・理容・美容・浴場業」が最多

業種別にみると、最多の「洗濯・理容・美容・浴場業」（33.3%）に続いて、百貨店などを含む「各種商品小売業」（26.6%）、旅館やホテルなどを含む「宿泊業」（23.5%）がランクインしています。

一般消費者と直接対面する接客業や販売業に多く見られました。

「自分からは言い出しにくかった」、「早く退職したかった」など、従業員が退職代行を利用する理由は様々です。そして多くの企業で、突然の退職は歓迎できるものではないでしょう。

企業としては、様々なリスクから従業員を守る環境整備や、相談しやすい職場雰囲気作りがますます求められるようになるでしょう。

【東京商工リサーチ「2024企業の「人材確保・退職代行」に関するアンケート調査」
https://www.tsr-net.co.jp/data/detail/1198685_1527.html】

個人情報保護をめぐる動向等

近年における急速なIT化・デジタル化は、PCシステムやクラウドを用いた情報の一元管理・利活用を可能にし、社会全体に大きな変革をもたらしました。一方で、このような状況は、個人情報をめぐる様々な事案を引き起こし、国内外で問題となっています。こうした昨今の状況や、個人情報保護法改正の動向について知っておくことが重要です。

◆個人情報をめぐる事案の発生

個人情報をめぐる事案は日々発生しており、報道等で目にする機会も多いかと思われます。個人情報保護委員会は、令和5年度年次報告において、漏えい等事案に関する報告の処理件数（法令上報告が義務付けられているもの）が、12,120件（令和4年度：7,685件）であったと公表しています。

一般的に、個人情報をめぐる事案はおもに、ミス・故意等によるものと、サイバー攻撃等によるものとに大別されます。前者については、メールの誤送信や個人情報の誤配

布、クラウドの設定ミス、情報端末の紛失、顧客情報の不正利用などが挙げられます。後者は、不正アクセス等によるもので、最近はとくに「ランサムウェア」による被害が話題になっています。

◆ランサムウェア被害の深刻化

ランサムウェアとは、不正アクセスによりPC上のデータ等に感染させて暗号化し、その暗号化したデータの復元等と引き換えに対価を要求する不正ソフトウェアです。直近では、大手出版社が被害にあった事案などが話題となりました。一方、大手企業に限らず、地方の中小企業等も標的となった事案もあるなど、誰もがその脅威の対象となり得ます。攻撃手法は日々進化しており、予測が難しい状況ではありますが、セキュリティソフトの導入や適切なアップデートの実施、重要データのバックアップ、社内におけるセキュリティ意識の醸成や事案の共有などを行うことが有用です。

◆個人情報保護法の改正

個人情報をめぐる法制度の改正も知っておきたい事項です。個人情報保護法は平成15年に成立し、平成17年4月に施行され、その後改正を重ねてきました。平成27年の法改正後、「いわゆる3年ごと見直し規定」に基づき改正を進め、同規定に基づく初の改正となった令和2年改正で

は、「漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合」に、「個人情報保護委員会への報告と本人への通知」が事業者には義務付けられることとなりました。

次の改正に向け、同委員会は6月27日、検討の中間整理を公表しました。前述の令和2年改正における報告義務化が事業者にとって負担となっている課題等について検討するとしています。

【個人情報保護委員会「「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」の公表及び同整理に対する意見募集(令和6年6月27日)」】

https://www.ppc.go.jp/news/press/2024/240627_02/

【同「令和5年度個人情報保護委員会年次報告」】

<https://www.ppc.go.jp/aboutus/report/>

8月の税務と労務の手続期限【提出先・納付先】

13日

源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付

9月1日

個人事業税の納付<第1期分>

個人の道府県民税・市町村民税の納付<第2期分>

健保・厚年保険料の納付

～当事務所より一言～

今年の暑さは異常です。コロナに感染される方も増えています。みなさまどうぞご安全にお過ごしください。

退職代行ってせっかく一緒に働く仲間として準備をしてきた会社様や先輩社員のみなさまにはとても悲しい事実のように私は考えています。

退職したいことを伝えることもつらいことがあったとしたらその原因は取り除かないといけません。離職される方の多い場合も同様ですね。

先月、「職務分析・職務評価」の研修を受講しました。同じ仕事。同じ役割ならば正社員だからパートだからという理由だけでは賃金や待遇の差別をしたり不合理な扱いをしてはいけません。

正社員さんとパートさん・有期雇用の社員さんの役割や職務内容を棚卸し、均等や均衡がとれているかをチェックし、その結果に基づいた評価制度や賃金制度を構築するお手伝いをするものです。

この暑さに負けず働きがいのある職場、社員さんがいきいきワクワク働くことができる職場つくりのために伴走します！